

土地家屋調査士

実施: 法務省（実施: 法務局）

合格＝資格保持者ではありません。登録・交付の手続きを終えてはじめて名乗る／業務に使うことができます。
必要書類の様式・提出先・受付方法は都道府県や単位会で異なるため、下の公式ページで必ずご確認ください。

手続きの流れ

- ☐ 1. 登録が必要なことを確認する
- 土地家屋調査士になるには、日本土地家屋調査士会連合会の名簿への登録が必要です（土地家屋調査士法第8条）。
- <https://www.chosashi.or.jp/investigator/applicant/>
- 確認済み（2026/7/25）
- ☐ 2. 連合会へ登録申請し、費用を納付する
- 住民票・戸籍謄本などの必要書類を準備し、登録手数料25,000円を日本土地家屋調査士会連合会に納付して登録申請します。登録免許税も別途必要です（額は連合会の案内でご確認ください）。
- <https://www.chosashi.or.jp/investigator/applicant/>
- 確認済み（2026/7/25）
- ☐ 3. 都道府県会へ入会する
- 各都道府県の土地家屋調査士会に入会します（入会金等が必要）。入会金の額・提出先・登録完了までの期間は各会でご確認ください。
- <https://www.chosashi.or.jp/investigator/applicant/>
- 確認済み（2026/7/25）

手続きの記録

申請書を提出した日	提出方法（窓口／郵送／オンライン）
納めた金額の合計	追跡番号・受付番号
登録証・免許証が届いた日	問い合わせ先の電話番号

本シートは公式ページと照合して整理していますが、最新性・正確性を保証するものではありません。要件・金額・提出先は改定されることがあります。
お手続きの前に必ず各公式サイト・各都道府県／単位会でご確認ください。Qualor は登録手続きの代行や完了の保証、法的な判断を行いません。
発行: Qualor（qualor.net）／2026年8月28日 時点 <https://qualor.net/exams/tochi-kaoku-chosashi>